

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アサックス			コード	8772
提出日	2026/8/7	異動（予定）日	2026/6/24		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月24日開催の定時株主総会において、町田裕紀氏が社外取締役を選任され、新たに独立役員として指定するため。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	成田 隆一	社外取締役	○										△					有
2	寺本 敏之	社外取締役											△					
3	町田 裕紀	社外取締役	○										△				新任	有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	成田隆一氏は株式会社フローク・アドバイザーの代表取締役であります。同社との間には過去に取引関係がありましたが、継続的な契約による取引ではなく、また、その取引額は多額なものではありません。	不動産鑑定士としての豊富な経験及び会社経営者としての幅広い見識を、当社の経営及び監査等に活かしていただくため、社外取締役（監査等委員）に選任いたしました。また、当社との間で特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
2	寺本敏之氏は、2016年4月まで当社と取引関係にある株式会社三井住友銀行の取締役でありました。また、2016年6月から2017年6月まで当社と取引関係にある株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの取締役でありました。	
3	町田裕紀氏は、2026年6月まで当社と法律顧問契約を締結しておりましたが、社外取締役就任に伴い当該顧問契約は解除しております。なお、取引金額は僅少であるため、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査等に活かしていただきたいため社外取締役（監査等委員）に選任いたしました。また、過去における顧問弁護士としての報酬額は僅小であり、当該法律顧問契約は既に解除済みであるため、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと考え、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
4		
5		

4. 補足説明

2026年6月24日開催の定時株主総会決議に伴う異動であります。社内確認手続きの不備により届出が遅延しておりましたため、是正対応として本届出書を提出するものです。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。